令和８年（フ）第１４９０号
東京都町田市藤の台１丁目１番11―503号
債務者　佐藤　英之
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５０２号
東京都清瀬市竹丘二丁目10番22―305号
債務者　小池　悦子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４４７号
神奈川県海老名市社家５丁目13番９―202号
債務者　水越　勝哉
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６０１号
横浜市保土ケ谷区和田１丁目13番21号　工藤ビル306号
債務者　石川　　勇
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６４７号
横浜市港南区笹下２丁目14番14号　笹下ハイツ102
債務者　波木井　睦
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９９号
横浜市旭区東希望が丘24番地27　エクセル希望Ⅱ　202
債務者　木村緋香里
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７２９号
神奈川県藤沢市辻堂東海岸３丁目９番Ｍ―208号
債務者　中島　花野（旧姓豊田）
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７９２号
横浜市南区大岡１丁目55番３号　ルーチェ202号
債務者　松尾海良維
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９９２号
横浜市磯子区森が丘１丁目24番21号　久栄ハイツ202号
債務者　小池　悠太
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０９１号
横浜市都筑区南山田町4713番地　来夢コーポラス103号
債務者　碇　　幸彦
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１６１号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南４丁目２番44号
債務者　和田　香世
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１８７号
神奈川県大和市中央林間２丁目３番10号　ピュアフリー中央林間301
債務者　島袋　涼華
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２０９号
神奈川県鎌倉市城廻413番地40
債務者　富永　香織
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２５７号
横浜市鶴見区馬場２丁目32番33号　コーポ永井101
債務者　林　　正樹
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３１２号
横浜市保土ケ谷区川辺町４番地の２　川辺町住宅814号
債務者　大澤美江子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３２６号
横浜市戸塚区吉田町1846番地９　スカイコート戸塚113号
債務者　渡邉　稲子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３２号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目１番32号　ブランジーノ立花　101号
債務者　田村　進一
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係